

飯能警察署からお知らせ

迷惑車両対策のための交通規制の実施について

1 交通規制を行うに至った経緯について

国道299号は、秩父市や飯能市の山岳区間は高麗川に沿ってS字状のカーブが続いていること、道路が整備され路面状況が良く一定以上の幅員が確保されていることなどから、夜間を中心に高速走行車両や爆音走行車両（以下迷惑車両）があとを絶たず、たびたび重大事故も発生している状況にあります。

当署といたしましては速度超過違反を主とした交通取締りや赤色灯点灯による警戒活動、押ボタン式信号機の夜間定周期化などの各種対策を行っておりますが、抜本的な解決に至っていないのが現状です。

このような中、国道299号を迷惑車両が走行しづらい環境に変えていき、集まりにくくすることを目的として、車両通行止め規制を実施します。

地域住民の皆様におかれましては、ご不便をおかけする場合がありますが、御理解と御協力のほど、よろしくお願い致します。



2 車両通行止め規制について

(1) 実施場所（令和5年8月26日から実施）

迷惑車両の一部は、吾野トンネル東詰交差点から旧道を通り、同トンネル西詰交差点から飯能市街地方面へ戻っていくなどして往復走行をしているのを確認しております。

つきましては、吾野トンネル東詰交差点から吾野宿へ入るための名無しの橋（通称、タカ橋と呼ばれている橋）の交差点までの間について、規制を行います。

(2) 規制内容

各日21時から翌3時までの夜間・深夜帯の時間において、自動車、二輪の自動車、一般原動機付自転車が通行止めの対象となり、これらで通行した際は違反となります。

(3) 除外される方、除外される車両

規制区間内に居住の方、規制区間内に所用のある車両は除外されます。

例えば、別居している親族が訪問する場合や新聞配達などで区間内のお宅へ配達業務に当たる方などは除外の対象となります。

また、居住者が乗車するタクシーなども違反にはなりません。

(4) 南天神橋から中藤バス停のある交差点までの地域に居住する方、所用のある車両について

これらの方につきましては、迂回路がかなりの長距離となることからの救済措置であり、前記(1)の規制区間を通行する際は除外の対象となります。

規制区間を通過することもできます。

ただし、中藤バス停のある交差点から原市場方面や中沢方面に居住する方につきましては、除外の対象となりませんのでご注意願います。

(5) その他

通常、車両通行止めの交通規制がある場所を通行する際は通行禁止場所通行許可申請が必要となりますが、今回の交通規制につきましては前記(3)と前記(4)に該当する方は許可証の申請は不要です。

ただし、警察官は車を見ただけでは除外にあたる方か否かを判別ができないため、車両を停止することがありますが、その際は身分証を提示するなどの御協力をお願いいたします。

なお、前記(3)と前記(4)以外の方につきましては、規制区間内の住居や施設などに用件のある場合、あらかじめ通行許可証の交付を受ける必要があります。

補足いたしますが、前記(3)の区間と前記(4)の区間に居住している方や所用のある方が規制の除外対象となりますが、いわゆる通り抜けが目的の方が前記(3)の区間を通行した場合は違反となります。

また、通り抜けが目的の場合には許可証の交付対象にはなりません。

3 連絡先

本件につきましてご質問等のある方は、

飯能警察署 042-972-0110 交通課交通規制係までお願いいたします。